

小川 富之「ミクロネシア連邦の司法における伝統と慣習」 広島
法学第14巻第3号
資料【国際シンポジウム 報告集】
南太平洋諸国の今日的諸問題（四）
法・政治・社会的側面からの分析

ミクロネシア連邦の司法に
おける伝統と慣習

リチャード・ベンソン
紺谷 浩 司
小川 富 之（共訳）

Richard BENSON : TRADITION AND CUSTOM IN
THE
ADMINISTRATION OF JUSTICE IN THE FEDERATED
STATES OF MICRONESIA
〔著者紹介〕 Richard Benson : ミクロネシア連邦最高
裁判所判事

ミクロネシア連邦憲法の前文は、以下のような文言を持っている。「他の諸国家の保護を受けてきたわれわれは、現在および永遠に、われわれ自身の島嶼の誇り高き保護者となるであろう」。ミクロネシア連邦（FSN）の創始者たちは、自分たちの政府がその島嶼の慣習と伝統の保護者でもあることを欲したのである。

憲法第五条は、伝統的権利に関する規定である。同条は、伝統的指導者を承認し、制定法による慣習の保護を許し、議会および諸州の政府における伝統的指導者の役割を定めることを許している。が、この条文は、さしあたり、わたしのテーマとは関係がない。

慣習と伝統に関する憲法の第二の規定が、ここでのわたしのテーマの中心である。この規定は、しばしば取り上げられてきた。それは以下のように定めている。「裁判所の判決は、この憲法、ミクロネシアの慣習および伝統、ならびにミクロネシアの社会的地理的形状に合致するものでなければならない。」第一条第一節。

この規定を提案した憲法会議の委員会報告は、この規定を設ける必要性を強調していた。その部分は、以下のように読める。

この条文の意図と目的は、将来のミクロネシアの裁判所が、過去においてなされてきたことにその判決の基礎を置くのではなく、ミクロネシアの社会と文化にとって何が適切かという観点から考慮することを許容するという新しい基礎の上に立つも

のである、ということにある。

憲法にこのような条項をおいた結果、裁判所が過去の信託統治時代の事件の判決または類似の解釈もしくは法律問題を取り扱った種々の外国の判決に従うという誤りのもとになるかも知れない。これは望ましくないであろう。何故なら、これらの種々の裁判所においてとられている理由付けの多くが、ここミクロネシアでは適当ではないからである。ミクロネシアは、大洋に広く散在する島嶼国家である。慣習と伝統の価値は、われわれの社会とライフスタイルの重要な部分を占めている。重要なことは、この憲法がわれわれの慣習と伝統に照らして解釈されることなのである。憲法上このような保障がなければ、われわれの用いている言葉は、われわれが意図したところと異なった意味に解釈されるかも知れない (SCREP NO.32, J. of Micro.Con.Con.821.822.)。

このような背景のなかで、FSMの事件のうち、司法の運営における慣習の重要性という問題にとりかかるとにしよう。そして、世界のなかにおける文化と慣習について、二、三のコメントで締めくくりたいと思う。

二

? 連邦刑法典は、慣習に関連する規定を持っている。それらは、一般的に受け入れられた慣習は承認されかつ考慮されなければならない、そして裁判所は慣習の適応可能性と重さを決定しなければならない、慣習の適応可能性を主張する当事者は、その存在、適応可能性および効果について、証拠の優越性による証明責任を負う (11 F.S.M.C.108)。

刑法典の刑罰の言渡しの要綱は、裁判所が適切であると認める場合にはいつでも、犠牲者またはその家族に対する賠償、補償その他の奉仕を求めるべきであり、「その他一般に受け入れられている習慣... ..を正当に認めるべきである。」と規定している (11 F.S.M.C.1003)。

最初の刑事事件でまず議論すべき習慣は、一九八一年のミクロネシア連邦対ルーベン (FSMv. Ruben) 事件である。家長は山刀で義兄を傷つけたため、危険な武器による暴行事件 (assault) として告訴された。義兄は、酒に酔い、妹に食べ物を持ってくるよう叫びながら、家のドアを蹴り、ルーバーを壊し、家に侵入した。彼は山刀を持った被告人に出くわした。

被告人は、義理の兄に対する特別な義務があることを知っていたが、義兄が、深夜、酔っぱらって損害を与え、子供がおびえるほど喚いて妹の家に入る権利があるとまでは考えなかった。国側は、義兄は家に入る特権を有しているのだから、家と家族の保護のための防禦は被告人には許されないと主張した。

この争点である慣習について、キング長官は、国側は習慣によって義兄が上述のような状況のもとで家に入る特権を有して

いたとゆうことを立証しなかったとの見解をとった。被告人は、それゆえ、かれの家族と家の防禦のため正当な実力行使をしただけである、という裁判所の〔事実〕認定にもとづいて、無罪とされた。

慣習に関する第二の刑事事件は、一九八二年のミクロネシア連邦対ムドング(FSMv.Mudong)事件である。この事件において、被告人は、慣習による謝罪がなされ、被害者の家族によって受け入れられたことに基づいて、裁判所に対し訴追の却下を申し立てた。

ミクロネシア連邦のすべての州には、被害者の家族に対し加害者側の家族によってなされる正式の謝罪(apology)の習慣がある。謝罪が受け入れられれば、〔双方の〕家族の間に平和が回復され、復習は起こらないであろう。その形式は州ごとに異なっている。しかし、原理は同じである。例えば、この事件において、〔双方の〕家族は、ポンペイの重要な儀式であるサカウ(sakau)をともに飲むことによって、厳粛な〔和解の〕機会を持った。

ムドング事件において、このような和解(settlement)がなされ、被害者の家族は、被告人の却下の申立てに加わったのである。却下の申立ては裁判所によって拒否された。裁判所の見解は、「裁判手続きを却下することが、謝罪の儀式から常に出てくる『習慣上の』結果の一つであるという確たる証拠はない」というものであった。この結論にいたる過程において、キング長官は、かれの理由付けを完全に披歴する広範な意見を書いた。かれは、ミクロネシア連邦の法制度のもとでは、刑事訴追を始めるかどうかは検察官の裁量にある、ことを指摘した。次いで、かれは、一〇〇年以上も前の時代には、ポンペイ人の慣習法がそのような悪行に関わるすべてのことを取り仕切っていたであろうが、その後の外国、つまりドイツ、日本そしてアメリカによる統治は、犯罪を処理するための裁判所の手続きを確立した。かれらの統治のもとで、裁判所の手続きと慣習上の和解との間の関連性は、何も示されていない、と述べた。

これは重要な点で、わたしはそれに自分の見解を付け加えたい。わたしに対しては、キング長官の前に提示されたのと同じ根拠を示して、却下の申立てはなされなかった。だからわたしの前ではそれは争点にはならなかった。しかし、わたしは慣習についてできるだけ知りたいと思ったので、この事件について自分なりに調査をした。ふたつの手続き 慣習と裁判所は、別々であるという回答が一様に得られた。ハワイ大学ロー・スクールと最高裁判所の後援によってポンペイで開かれた司法に関するセミナーに対する公式の声明において、カール・コーラー(Carl Kohler)ポンペイ州最高裁判所判事は、〔ふたつの〕手続きは別々であること、および慣習上の謝罪の目的は、双方の家族の間に平和を再びうち建てることであり、裁判所における刑事手続きに対し何ら影響を及ぼすものではない、と述べた。コーラー判事は、社会において高い伝統的な称号を持っている。

スーカ対トゥルック (Suka v. Truk) 事件における、チュウク (Chunk) [=トラック諸島の正式名] 州裁判所のマラール (Marar) 判事の見解も、同様の結論である。

さて、ムドング事件に戻ろう。キング長官は、申立てをいれて慣習的な和解を奨励するのがかれの義務であるかどうかを考察した。かれは、刑法のもとでは、「一般的に受け入れられている慣習 (generally accepted customs)」を適用すべきであるから、それは自分の義務ではないと結論した。かれはその方針を次のように述べた。

もしわれわれが、慣習的な和解をもっと奨励しようとしても、そのもっとも良い方法は必ずしも明かではない。被告人の家族には、裁判所の手続きを終了させる可能性を見いだすために、慣習的な和解を始める強力な動機がある。別の面からみると、もし被害者の家族が、憲法上の法制度が被告人を取り扱うことを確信しているならば、その紛争を解決するのにより意欲的になり、被告人の家族と慣習的な和解をしようとするかもしれない。

裁判所は、慣習的な謝罪は、判決における減刑の要因であり得るとの考えを取った。それがこの事件で起きた。ムドングは、有罪を認め、五日間の〔刑務所における〕懲役、二〇〇時間の社会奉仕、そして一〇ドルの罰金を言い渡された。

ルーベン、ムドング両事件は、一九八四年に法律学の教授と人類学者の行った調査の対象に含まれた。かれらは、チュウク、ポンペイ、ヤップの諸州のミクロネシア連邦およびポンペイ州政府の行政、立法、および司法部において、管理職や職員の、少なくとも一人のミクロネシア人に面接した。面接を受けたミクロネシア人のふたつの事件に対する回答は興味深いものであった。

ルーベン事件について質問された人々は、一人を除き、被害者はあのようなやり方で家に入ったことは、伝統を破るものである、と述べた。この多数意見は、男に妹の家に入って、食料その他の援助を求める権利があることを認めた上で、その権利は礼儀正しく行使されなければならない、と述べた。

その判決に同意するが、ルーベンは暴力をふるいすぎたと感じた者が何人かいた。換言すれば、被告人は、もっと自制すべきであった。この点につき、キング判事は、ルーベンは自制したと認定し、判決においてこれを論じている。しかし、面接を受けた人たちのもの見方は、いかに家族関係が重要であるかを描き出した。キング判事は、ルーベン事件において、この重要性について次のように言及している。

家族関係が、ミクロネシアを通じて高い価値が置かれていることは疑いのない事実である。家族関係は、ミクロネシア社会のまさに核であり、個々のミクロネシア人の生活全般にわたっ

て実際に影響を与えている無数の権利義務の源である。これら
の関係は、憲法第五条、および特に連邦刑法典第一〇八節およ
び第一〇〇三節において一般的に言及されている慣習と伝統の
重要な部分であり、おそらくもつとも重要な構成要素である。
本法廷は、そのような関係の重要性を無視したり軽視する気持
ちは毛頭ない。

ムドング判決については、もっと意見が分れた。執筆者は数
字を挙げていないが、慣習的な謝罪が裁判所の活動に先行すべ
きであるかどうかについて、強い反対意見があった、と述べて
いる。見解の相違の基礎は、執筆者によって説明されている。
調査者は、設問をいずれか一つの方向から見ようとする強い政
策的意図を持っていたように見える。回答は、みな、慣習的な
謝罪がなされた後は刑事訴追をしないという慣習法は確立して
いない、というキング判事の理由付けに到達できなかった。

? これまで、われわれは慣習が判決の中である部分を演じ
たふたつの事件、いずれも刑事事件、を論じてきた。他の事例
について述べる前に、謝罪について、チュウクでのわたしの経
験から見た、この慣習の根強い強さを示していることを、もう
少し話したいと思う。

まず、死を引き起こす運転について、ちょっと触れたいと思
う。チュウク州のヴェノ島 (Weno) では、数マイルの道路がア
スファルトで舗装されているため、不幸なことに多くの自動車
事故による死亡が発生する。

約半数の事件では、非常に迅速に謝罪がなされる。謝罪が受
け入れられると、運転手は、ときには家族の成員や被害者の家
族とともに、事件が起訴されないように頼んでくる。検察官は
その申立てを受け入れるのが常であるように思われる。交通事
故死の謝罪〔の方法〕には、さらに二つの範疇があり、それら
が自動車事故死の残りの半数を占めている。

一つは稀にしか起きないものであるが、謝罪は受け入れられ
たが、そのことは裁判所における事件の経過に対しなんら影響
しないと被害者の家族が告げる場合。この種の事件は起訴され
る。

次に、何らかのかたちで謝罪がなされたが、受け入れられな
かった場合。受け入れられなかった理由として、贈り物が相当
でないと考えられた場合が典型的である。または、被害者の家
族が、贈り物が土地、もしくはある事件では、死を引き起こし
た自動車であったというように、それを所有することができな
いような場合。贈り物である土地が、その権原が争われている
ことが知られているため、効果的でないということもあり得る。
謝罪の儀式において、約束された贈り物は立派に見えたけれど
も、引渡しになされなかった場合。これらの場合、訴追がなさ
れる。

謝罪の慣習のもう一つの局面は、殺人事件に現れる。典型的

には、死を引き起こした者は逮捕される。かれもかれの弁護士も復讐を恐れて、訴訟前の釈放を請求しようとしなことがしばしばある。そうして、もしなにか相当な謝罪の儀式があれば、釈放の請求がなされる。

慣習によって、死を引き起こした者の家族の一員に対し、復讐がなされることがある。死を引き起こした者のため、家族員に対してなされる復讐を抑制するのに刑務所は役立っている。被害者の家族は、政府の行動〔＝訴追〕によって十分に報われたと感じるのである。

謝罪の慣習が根強く生きていることを指摘したのは、ロジャー・L・ワード（Roger L. Ward）である。ポンペイの慣習に関するかれの研究の一つの結論は、「重要なことは、謝罪の型とその有効性の存続が、現在のポンペイにおける社会的調和を脅かすほどになっている」というものである。

先月、〔連邦最高〕裁判所の上訴部はタメッド対ミクロネシア連邦（Tammed v. FSM）事件において、非常に興味深い意見を示した。同じ型の実事と法律問題を持つ二つの事件が別々に発生したのである。

これらは、性的暴行の事件であるが、謝罪は行われなかった。加害者は、ヤップの慣習法によって逮捕され、刑罰が加えられる場所へ連れて行かれた。刑罰は、殴打、恥をかかせることおよび罵詈雑言を浴びせることを含むものであった。

後に、被告人は自己を有罪と認めた。判決の言渡しに際し、わたしは、殴打されたことによる刑罰の軽減を拒否した。上訴部は、殴打されたことによって刑罰を軽減し、判決を変更すべきであるとして判決を破棄した。慣習が根拠となつて殴打という方法を決定したという証拠が、わたしの前に提出されなかった。上訴部では、二つの一般的な状況が述べられた。

第一は、たとえ殴打が慣習に由来するものでなかったとしても、判決を下す過程が個別的な性質のものであるから、刑罰を軽減する何らかの配慮がなされなければならぬこと。

第二に、もし被告人が、殴打が慣習に従つてなされたことを理由に、刑罰を更に軽減するよう主張して判決の変更を求めるとしたら、それらの事件において慣習が被告人の憲法上の権利を保護したこと、すなわち、犯行をなした者の特定および慣習上の刑罰の妥当性が、予め刑罰の程度を定め殴打が過度にならぬように監督する、公平な伝統的指導者によって決定されたということが立証されなければならない。

上訴部は、州の行為に関する問題点についても意見を表明した。すなわち、殴打を加えた者が慣習に従つて殴打したとみなされる場合には訴追されない。そして、警察官も殴打を加えており、州の政府もそれを許している。もし州が関与していた場合、州が被告人からその憲法上の権利を奪っていたかどうかを裁判所が判断することになる。

本稿における第三のそして最後の刑事事件は、アラフォンソ対ミクロネシア連邦（Alaphonso v. FSM）事件である。それは司

法指導条項によるもので、刑法典の慣習条項によるものではない。上訴の争点は、犯行の十分な証拠があったか否かであった。裁判所は、それ故、必要とされる証明の程度を決定しなければならなかった。裁判所は、憲法の適正手続条項がアメリカ合衆国憲法から借りたものであることを知っていた。アメリカ合衆国においては、適正手続とは、合理的な疑いを容れない程度（beyond a reasonable doubt）の証明が必要であるという、定まった意義を持っている。

この点に至り、裁判所は、合理的な疑いを容れない程度という証明の基準は、ミクロネシアの慣習と伝統にも合致するということを満足ではないが受け入れる方へ傾いた。裁判所は、この高度の基準が筋が通っており、望ましいものであるという見解を、次のような理由付けで採用した。